

平成 2 9 年度

県の予算編成に対する要望書

川 崎 市



川崎市政の推進につきましては、日ごろから格別の御高配をいただき厚く御礼申し上げます。

大正13年に人口5万人で誕生した川崎市は、今では人口が148万人を超え、現在も伸び続けているとともに、生産年齢人口の割合が約70%を占める若い世代が支える都市です。

また、市内へ研究開発機関が次々に立地し、その数が約400に及ぶなど、近年、川崎の「成長力」が高まってきております。

こうした川崎をさらに、一步先へ、もっと先へ進めるため、本年3月に策定した「川崎市総合計画」に基づき、「安心のふるさとづくり」と「力強い産業都市づくり」を基本とした「成長と成熟の調和による持続可能な最幸（さいこう）のまち かわさき」の実現をめざした取組を推進しているところです。

今後、少子高齢化と人口減少が急速に進んでいく中で、自治体の歳入が大幅に増加することが見込めない一方で、多様化・増大化していく市民ニーズにきめ細かく対応するためには、地域経営の視点を持って効果的かつ効率的なサービスの提供に努めていくことが必要です。

県におかれましても、誠に厳しい財政状況にあることは承知いたしておりますが、事業の実施に支障を生じさせないためには、県・市それぞれの責務を踏まえた取組が是非とも必要でございます。ここに掲げました要望事項は、それらを厳選したものですので、趣旨を御理解の上、平成29年度の県予算編成にあたりまして、特段の御配慮をされますようお願い申し上げます。

平成28年10月

川崎市長 福田紀彦



# 要 望 事 項

## 重 点 要 望

### ○安心のふるさとづくり

県単独補助事業における補助基準の格差是正等について・・・・・・・・	2
川崎市内における県有施設等の活用等について・・・・・・・・	4
法人県民税及び法人事業税の超過課税の活用について・・・・・・・・	6

### ○力強い産業都市づくり

キングスカイフロント等の拠点形成を推進する羽田連絡道路と 臨海部地域の交通ネットワーク基盤の強化を図る国道357号の整備について ・・・・・・・・	8
---	---

## そ の 他 の 要 望

### ○安心のふるさとづくり

新型インフルエンザ等対策に係る医療資器材等の整備支援について・・・・・・・・	12
特別支援学校志望者の受け入れ枠の拡充について・・・・・・・・	14
鉄道駅のバリアフリー化整備事業に対する財政措置について・・・・・・・・	16
住宅・建築物の総合的な耐震対策による 安全・安心に暮らせるまちづくりの推進について・・・・・・・・	18
石油コンビナート地域の防災対策の推進について・・・・・・・・	20
五反田川放水路整備事業について・・・・・・・・	22
地籍調査事業について・・・・・・・・	24

### ○力強い産業都市づくり

拠点地区等の整備について・・・・・・・・	26
広域鉄道ネットワークの機能強化について・・・・・・・・	28



# 重 点 要 望

# 県単独補助事業における補助基準の 格差是正等について

## ■ 要望事項

- 1 補助率等の取り扱いに格差があるものについては、県税負担の実態を踏まえ、事業の重要性や事業開始の経緯を勘案のうえ、補助率を復元するなど、早急に格差是正に取り組むよう要望する。
- 2 県単独補助金の見直しに際しては、県内市町村との十分な協議を行うことを要望する。

## ■ 要望の背景

- 県単独補助事業の中に、指定都市とその他の市町村との間で補助率等の取り扱いについて、格差が設けられているものがあることは、大変憂慮すべきことです。川崎市民が他の市町村の県民と同様の県税負担をしている実態を考慮すると、県内での租税負担の公平性が損なわれております。
- 指定都市は、道府県の広域行政としての役割の一部を担う一方で十分な財源措置はなされていません。
- 平成28年3月に策定された県の「中期財政見通し」によると、既存施策・事業の見直しによる「スクラップ・アンド・ビルド」方式を更に徹底することとされております。

仮に県単独補助金が一時的凍結又は廃止された場合、本市の財政は圧迫され、事業の執行に多大な影響を受けるとともに、ひいては市民サービスの低下を招くこととなります。



## 【県単独補助事業における補助率の格差】

名 称	格差の内容	当初補助率
ひとり親家庭等医療費 助成事業費補助金	【 補 助 率 】 指 定 都 市 1 / 3 一 般 市 1 / 2	【 補 助 率 】 指 定 都 市 1 / 2 一 般 市 1 / 2
小児医療費助成事業補 助金	【 補 助 率 】 指 定 都 市 1 / 4 一 般 市 1 / 3	【 補 助 率 】 指 定 都 市 1 / 2 一 般 市 1 / 2
重度障害者医療費給付 補助事業補助金	【 補 助 率 】 指 定 都 市 1 / 3 一 般 市 1 / 2	【 補 助 率 】 指 定 都 市 100% 一 般 市 100%
外国籍県民高齢者・障 害者等福祉給付金助成 事業補助金	【 補 助 率 】 指 定 都 市 対象外 一 般 市 1 / 2	【 補 助 率 】 指 定 都 市 対象外 一 般 市 1 / 2

## 【本市の主な県単独補助金】

(単位：億円)

補助金名称	H28 当初予算	補助金名称	H28 当初予算
小児医療費助成事業補 助金	6.2	ひとり親家庭等医療費 助成事業費補助金	1.5
重度障害者医療費給付 補助事業補助金	5.8	神奈川県市町村自治基 盤強化総合補助金	0.5

※国の基金事業によるものや1千万円未満のものを除く。

この要望文の担当課／財政局財政部資金課 TEL 044-200-2183

# 川崎市内における県有施設等の活用等について

## ■ 要望事項

- 1 県立川崎図書館の持つ産業情報機能の市内での存続に向け、本市との十分な協議のもと、着実に取組を進めるよう要望する。
- 2 旧サンライフ川崎跡地については、県及び本市で相互に貸借している財産の等価交換により全体的な整理が図られるよう要望する。
- 3 県有施設や土地の利用形態に変更が生じる場合は、地域の実情や意見を十分に踏まえた対応を行うとともに、特別養護老人ホームや保育園などの社会福祉施設等の整備を促進するため、県有地の貸付や売却の際の要件緩和及び減額を要望する。

## ■ 要望の背景

- 県の緊急財政対策の取組により、県有施設の見直しのロードマップが示された後、行政改革推進本部に引き継がれ、今後も不断の取組を重ねることとされておりますが、見直しの検討にあたっては、事前に市との協議を行い、地域の実情を踏まえた検討を進める必要があります。

また、緊急財政対策の対象となっていない県有施設や土地についても、利用形態に変更が生じる場合においては、同様の対応が必要となります。

- 高齢化の進展や児童数の増加に伴い、特別養護老人ホームや保育所、障害者通所施設等の社会的需要は高まっており、住民への福祉サービス充実のため、引き続き施設整備が求められております。しかし、市域面積が狭く人口密度が高い本市においては、一定の敷地面積を備えた用地の確保が困難となっているため、県有地貸付制度の貸付件数の緩和及び貸付料の減額や、売却時の優先的譲渡及び譲渡額の減額などにより、県有地を社会福祉施設等の整備に活用することが求められております。

## ■ 施設の現状等

	施設の名称等	現状、背景等
機能 存続	<b>県立川崎図書館</b> (1) 所在地 川崎区富士見 2-1-4 (2) 敷地面積 1,252.9 m <sup>2</sup>	県立川崎図書館については、科学・産業技術系、ビジネス支援等の蔵書が豊富な図書館として高い評価を得ている。市内での産業情報機能の存続に向けた具体的な協議及び取組の着実な推進をお願いしたい。
跡地 利用	<b>かわさき健康づくりセンター (旧サンライフ川崎跡地)</b> (1) 所在地 川崎区渡田新町 3-1-1 外 (2) 敷地面積 5,227.0 m <sup>2</sup>	敷地の譲渡については、平成15年3月31日に締結した覚書に基づき、川崎市で所有する県立新城高校で使用している土地との等価交換に向け協議を行うとともに、譲渡までの間は無償貸付を延長していただきたい。

この要望文の担当課／総務企画局総務部庶務課 TEL 044-200-2048

教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課 TEL 044-200-3302

# 法人県民税及び法人事業税の超過課税の活用について

## ■ 要望事項

超過課税を活用した補助金については、災害に強いまちづくり、県土の均衡ある発展に資する幹線道路の整備の推進を図るため、連続立体交差事業など補助対象事業を拡大するとともに、市負担額全額を補助対象とするなど、実効性の高いものとするよう要望する。

## ■ 要望の背景

- 県では、大都市特有の財政需要に応えるため、法人の県民税及び事業税の超過課税を平成27年11月1日から平成32年10月31日までの間に終了する各事業年度分について適用します。
- 平成28年度からの超過課税の活用目的については、次に示すものとされており、本市においても災害対応等に速やかに対応するため以下の事業を推進しております。
  - 災害に強い県土づくりの推進  
ヘリコプター定期整備事業、特定建築物耐震改修等事業助成金 等
  - 東京オリンピック・パラリンピックに向けた幹線道路の整備  
国県道改良事業、溝口駅南口広場整備事業 等
- 平成28年度は災害に強い県土づくり推進のための補助金が新たに創設され、一定の補助が見込まれますが、超過課税を活用した補助金の額は約1億円減少しています。
- 川崎市域における税収は平成23年度～平成27年度の平均と平成28年度を比較すると25%程度の増となっています。しかしながら、本市内税収に占める補助金の割合は、ほぼ半減となっております。
- また、超過課税を活用した現行の政令市道路整備臨時補助金は、従前の政令市道路整備臨時交付金と同一の補助率（対象経費の1/3以内）とされていることで、進捗状況に応じた補助金の活用が難しい状況です。
- 本市域内の超過課税の税収額や、本市においても県域全体の発展に資する事業を実施していることを踏まえられ、かつ、本市域内の県税納税者への応益性も考慮いただき、より一層の補助の活用を要望するものです。

### ◆超過課税を活用した補助金の額

(単位:百万円)

	H23-H27 単年度あたり計画額	H28	増減
補助金額	314	215	▲ 99

### ◆川崎市域における超過課税分の税収と補助金

(単位:百万円)

	H23-H27 当初予算額(平均)	H28	増減率
川崎市域の税収	2,645	3,301	24.8%
補助金の割合 (補助金額/川崎市域の税収)	11.9%	6.5%	-

※ 川崎市域の税収は本市試算によるもの

### ◆補助金の対象とするよう要望する事業

(単位:百万円)

災害に強いまちづくりを推進する本市の取組 (H28予算ベース)	事業費	国費・市債等	市負担
<b>●耐震対策等橋りょう整備事業</b> 大地震に備え、落橋防止や、安全な避難・輸送ルートの確保を図る対策を図り、災害に強いまちづくりを推進するため、川崎市橋りょう耐震化計画に基づき、古い設計基準の橋りょうを中心に取組を行っています。	335	301	34
<b>●連続立体交差事業</b> 渋滞緩和、踏切事故の解消、分断された地域の一体化による利便性の向上、災害発生時の物資輸送を担う緊急輸送道路や広域避難場所への避難路確保などに向けて、連続立体交差事業を進めています。	6,621	6,169	452
<b>●三沢川等河川改修事業</b> 災害に強く豊かな環境を育む安全・安心な地域づくりを目標として、河川線形の修正やコンクリート護岸などによる治水対策を推進しているところです。	101	86	15
合 計	7,057	6,556	501
		市負担額の1/3	167

### ◆補助対象経費の拡充イメージ

事業進捗に合わせた弾力的な活用が可能となるよう対象経費の拡大を要望

イメージ

	拡充 要望 2/3
県補助対象(現行) 1/3	1/3

この要望文の担当課 / 財政局財政部資金課 TEL044-200-2183

# キングスカイフロント等の拠点形成を推進する 羽田連絡道路と臨海部地域の交通ネットワーク基盤 の強化を図る国道357号の整備について

## ■ 要望事項

- 1 羽田連絡道路については、国が主催する「羽田空港周辺・京浜臨海部連携強化推進委員会」において、神奈川県は連絡道路の意義を踏まえ、既存の指定都市への枠組みを超えた支援をすることが関係者間で合意された。これに基づき、2020年までの完成に向け、引き続き積極的な協力と財政面における特段の支援を要望する。
- 2 多摩川トンネルをはじめとする国道357号の整備には膨大な事業費が見込まれることから、財政面における支援などを要望する。

## 要望の背景

- 本市の臨海部地域は、京浜工業地帯の中核として日本経済の発展に大きく貢献してきましたが、首都圏における地理的優位性や高度な研究開発機能の集積などを強みとして、既存産業の高度化・高付加価値化や先端産業の集積・創出、物流機能の高度化などにより活力ある地域が形成され、持続的な発展を続けています。
- また、羽田空港の24時間国際拠点空港化や東アジアのハブポートを目指す京浜港の連携強化が進む中で、首都圏の国際競争力の強化を図るためには、空港、港湾の連携軸として、広域的な幹線道路ネットワークの整備が求められております。
- さらに、殿町国際戦略拠点キングスカイフロントでは、国際戦略総合特区及び国家戦略特区の指定を受け、産業の国際競争力強化と国際的な経済活動の拠点形成を進める中核を担うエリアとして、研究機関、企業等の集積が進み、県においてもライフイノベーションセンターの運営が開始されております。
- このような中、国家戦略特区の目標を達成するためのプロジェクトの一環として発足した「羽田空港周辺・京浜臨海部連携強化推進委員会」において、多摩川兩岸のキングスカイフロントと羽田空港跡地地区の連携を強化し、羽田空港を中心とした一体的な拠点形成を加速させるとともに、周辺のまちづくりと一体となった戦略的な都市・交通インフラの一つとして、羽田連絡道路と国道357号多摩川トンネルの整備について、関係者間で合意が図られました。
- 同推進委員会において、羽田連絡道路の取組にあたっては、東京都、川崎市及び国土交通省航空局が協力し事業実現を目指すこと、神奈川県は連絡道路の意義を踏まえ、既存の指定都市への枠組みを超えた支援をすることが関係者間で合意されました。本市としてもその整備効果は本市域のみならず、ライフイノベーションセンターを含め

た県内全域に及ぶものと考えておりますので、2020年までの完成に向け、引き続き、県の積極的な協力と財政面における特段の支援を要望します。

- 国道357号多摩川トンネルは、事業着手に必要な調査・設計が終わったことから、平成28年2月からトンネル工事に向けた現地での地質調査を実施しています。
- 国道357号は、東京湾に隣接する各都市を連絡し、首都圏の経済活動を支え、神奈川県での持続的な発展に大きく貢献する重要な幹線道路であります。なお、整備には莫大な事業費も見込まれる中、神奈川県下に効果が広く及ぶ当道路の整備促進に向けても連絡道路同様に財政面における支援を要望します。

### 川崎臨海部地域整備概要図



連絡道路橋梁イメージ図（羽田空港側より多摩川上流を望む）



※第3回「羽田空港周辺・京浜臨海部連携強化推進委員会」の資料より抜粋

この要望文の担当課／ 建設緑政局広域道路整備室 TEL 044-200-2039  
 臨海部国際戦略本部拠点整備推進部 TEL 044-200-2547





# そ の 他 の 要 望

# 新型インフルエンザ等対策に係る医療資器材等の整備支援について

## ■ 要望事項

国庫補助制度を活用し、市内の医療機関に対して、新型インフルエンザ等患者の外来・入院治療に必要な医療資器材の整備を支援するよう要望する。

## ■ 要望の背景

- 国は新型インフルエンザ等発生時の医療体制整備のため、保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金において、都道府県を交付対象とする補助制度を設けていることから、神奈川県においても当該補助制度を活用して、新型インフルエンザ等患者の外来・入院治療に必要な医療資器材の整備に対する支援を実施するよう要望します。
- 神奈川県においては、当該補助制度を活用して、帰国者・接触者外来設置協力医療機関へ、平成26年度、平成27年度で市内8医療機関にそれぞれ1台ずつ人工呼吸器が配備され、平成28年度には、市内2医療機関にそれぞれ1台ずつ人工呼吸器が、市内1医療機関に簡易陰圧装置の配備を決定しております。
- 今後につきましては、帰国者・接触者外来設置協力医療機関だけでなく、重症患者を入院させ対応することができる医療機関についても、また、他の医療資器材についても対応していただくよう、引き続き医療機関が必要とする医療資器材の整備を支援されるよう要望します。

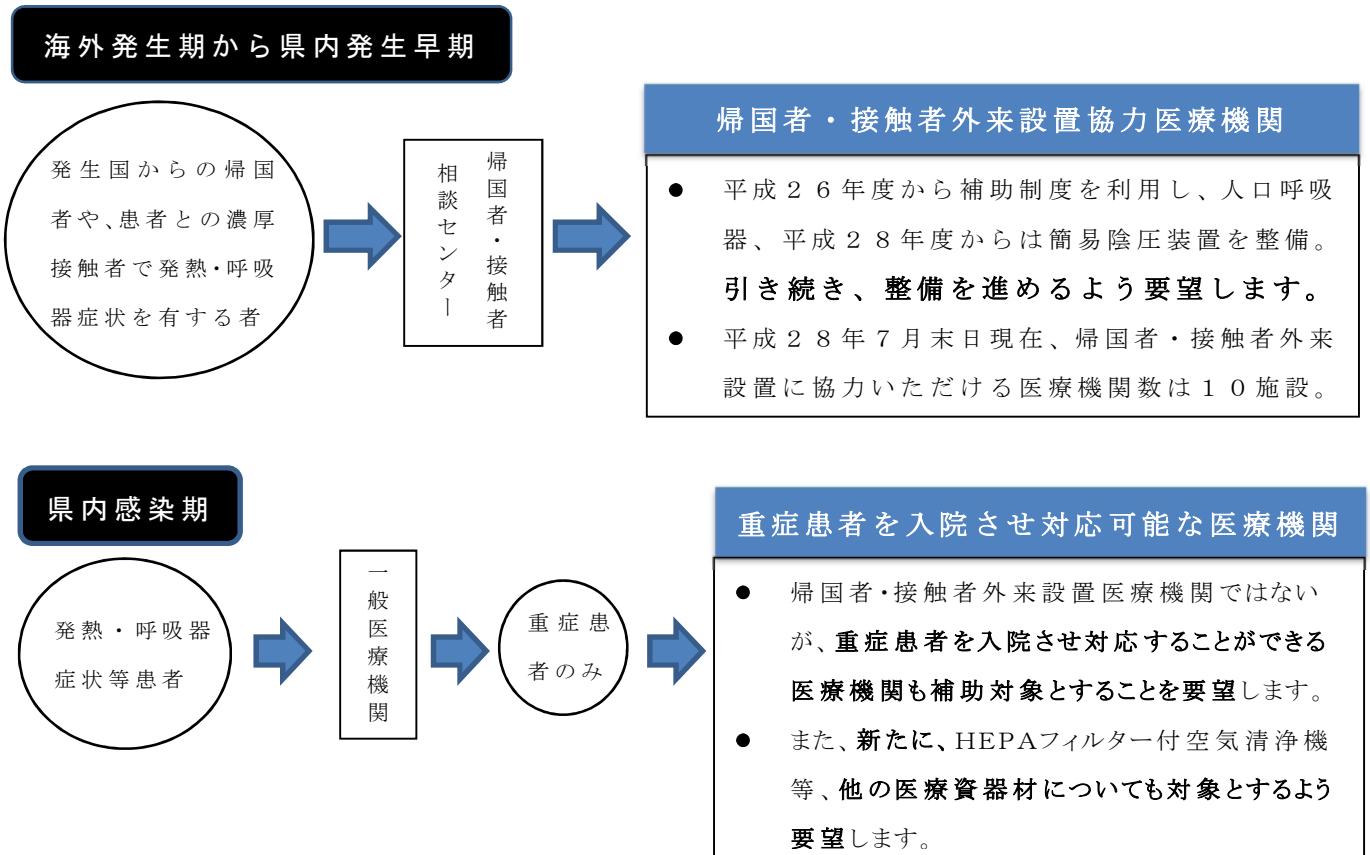
## ■ 効果等

- 県からの医療資器材の整備支援により、市内の医療機関において、新型インフルエンザ等の患者の初期診療から入院までの医療体制が強化され、まん延に伴う市民の健康被害の低減化を図ることができます。

○新型インフルエンザ等関係国庫補助金概要(保健衛生施設等設備整備費補助金)

	補助内容	補助率	補助先	備考
感染症 外来協力 医療機関	○HEPAフィルター付空気清浄機 (基準額:905,000円) ○HEPAフィルター付パーティション (基準額:205,000円) ○個人防護具(基準額:3,600円)	1/2	間接補助 (都道府県)  ※国から都道府県に対する補助事業であり、 <u>都道府県が医療機関に補助しなければ、医療機関は国からの補助を受けない。</u>	平成26年度から本補助制度を利用し、人工呼吸器、平成28年度からは簡易陰圧装置を整備。  国の補助の対象となる補助内容の項目すべてが、対象となっていないため、今後整備が必要。
新型インフルエンザ 患者入院 医療機関	○初度設備費 (基準額:133,000円) ○人工呼吸器 (基準額:2,221,000円) ○個人防護具(基準額:3,600円) ○簡易陰圧装置 (基準額:4,320,000円) ○簡易ベッド(基準額:51,400円)			

○新型インフルエンザ等発生段階における医療体制



この要望文の担当課/健康福祉局保健所感染症対策課 TEL 044-200-2446

# 特別支援学校志望者の受け入れ枠の 拡充について

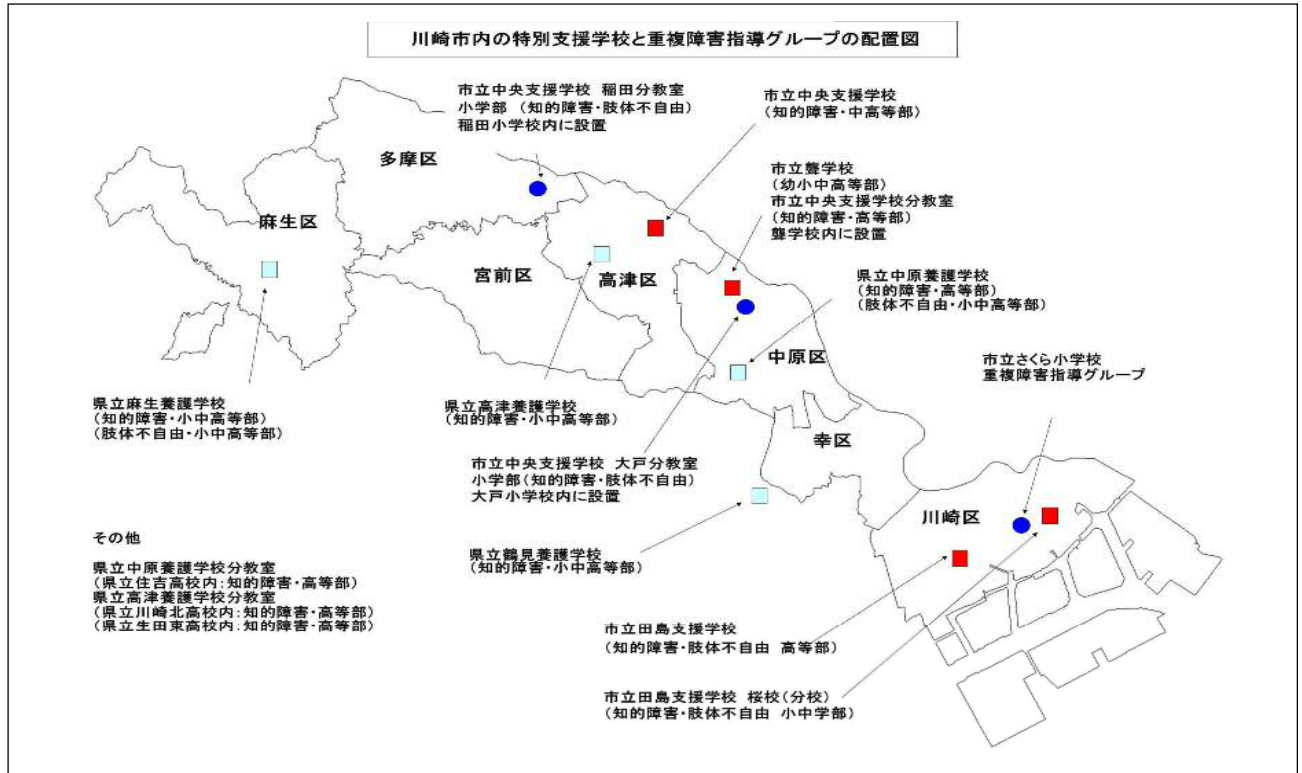
## ■ 要望事項

特別支援学校の過大規模化が進行する川崎市域において、特別支援学校の設置義務者である県に対して、特別支援学校志望者の受け入れ枠の拡充を要望する。

## ■ 要望の背景

- 近年、知的障害のある児童生徒の増加により、川崎市域の特別支援学校は過大規模化が進行しています。特に、市立小中学校特別支援学級在籍児童生徒の増加により、特別支援学校高等部志望者の増加が顕著です。
- 本市としては、市立中央支援学校高等部分教室新設（平成23年度）や市立田島支援学校再編整備（平成26年度）により、良好な教育環境を確保するとともに、特別支援学校志望者の受け入れ枠の拡充に努めてきました。また、更なる受け入れ枠拡充に向け、今年度、市立中央支援学校高等部分教室の改修を行っています。
- 県においても、県立高等学校内に県立特別支援学校高等部分教室を新設するなど、本市と連携しながら児童生徒の増加に対応してきましたが、平成27年2月16日付け文部科学省通知「特別支援学校における教室不足の解消について」によると、平成26年度の特別支援学校における教室不足数は神奈川県が全国で最も多く、既存校でのこれ以上の受け入れ枠の拡充は困難な状況となっています。
- 今後も想定される児童生徒の増加に対応するため、特別支援学校の設置義務者である県（学校教育法第80条）による、川崎市域における高等部のある県立特別支援学校の新設や既存校の改築等、受け入れ枠の拡充が必要です。平成32年4月開校予定の横浜北部方面特別支援学校（仮称）の設置により、市域にも影響があるとのことですが、それまでの間についても対応が必要な状況です。

## <特別支援学校の配置図（平成28年5月1日現在）>



## <過大規模校の現状>

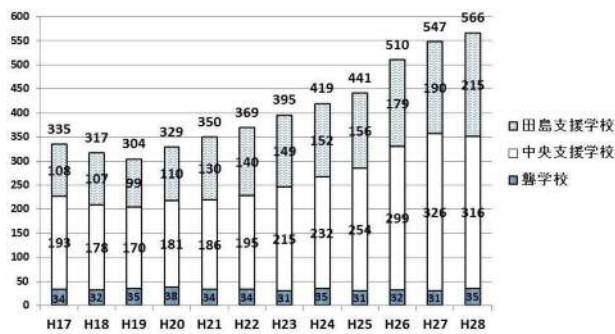
川崎市内特別支援学校在籍児童生徒数

学校名	H11	H28
市立田島支援学校	69名	215名
県立中原養護学校	100名	218名
市立中央支援学校	188名	316名
県立高津養護学校	152名	256名
県立麻生養護学校	176名*	303名

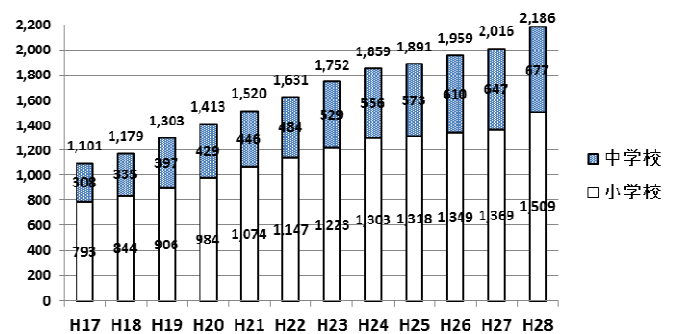
\* 県立麻生養護学校は H18 年度開校時の児童生徒数

## <市立学校在籍児童生徒数の推移>

市立特別支援学校児童生徒数（壘学校は幼児含む）



市立小中学校特別支援学級在籍児童生徒数



この要望文の担当課／教育委員会 学校教育部 指導課 TEL044-200-0365  
教育環境整備推進室 TEL044-200-3271

# 鉄道駅のバリアフリー化整備事業に対する 財政措置について

## ■ 要望事項

バリアフリー新法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の改正に伴い、鉄道事業者が行う鉄道駅のバリアフリー化整備事業（エレベーター、ホームドア及び可動式ホーム柵）に対して必要な財政措置を要望する。

## ■ 要望の背景

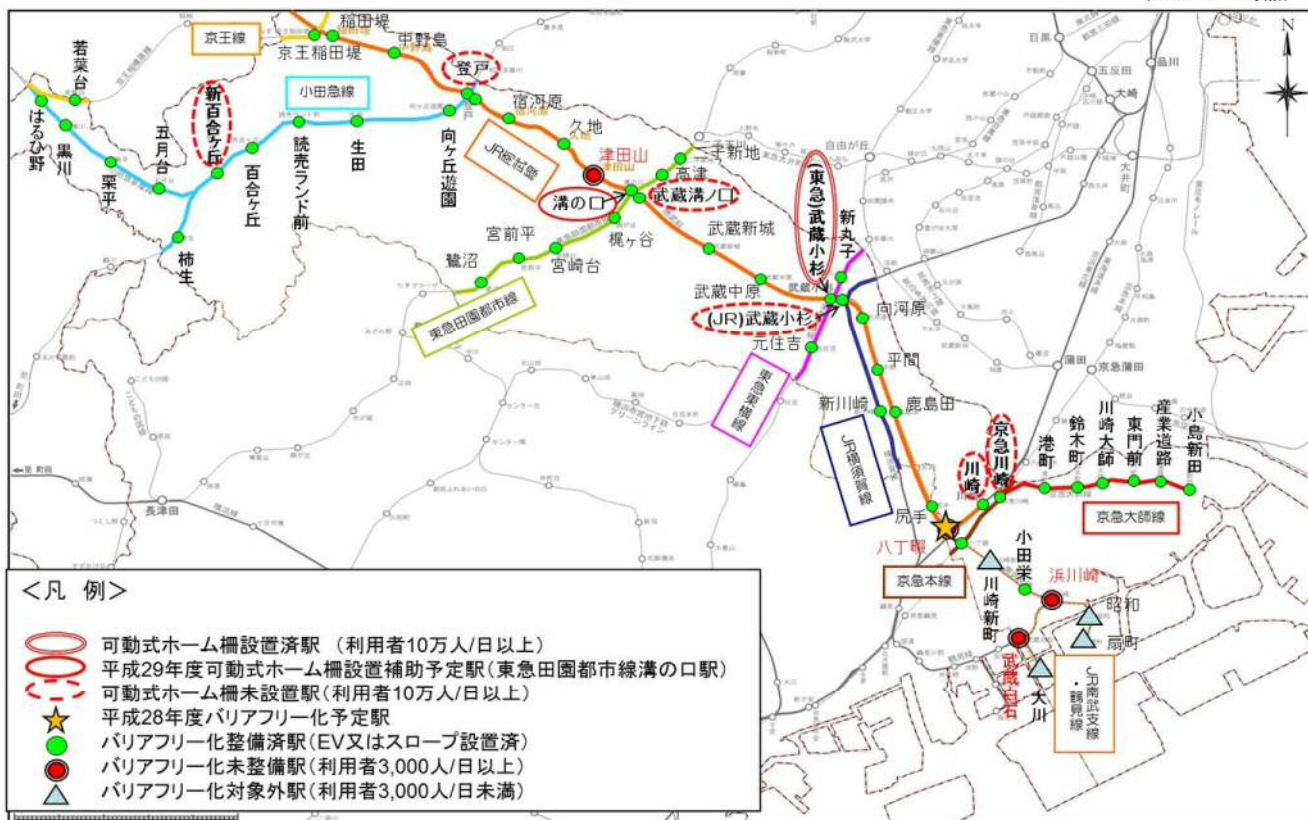
- バリアフリー新法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」が、平成23年3月に改正され、1日あたりの利用者数が3千人以上のすべての駅舎について、原則として平成32年度までにエレベーター等の設置によるバリアフリー化整備を図ることが求められています。
- 国土交通省「ホームドア等の整備促進等に関する検討会」の中間とりまとめにおいて、利用者10万人以上の駅は、ホームの状況等を踏まえ、ホームドア等（ホームドア及び可動式ホーム柵）又は内方線付き点状ブロックを優先して速やかに整備することが求められています。
- 本市では、障害者や高齢者をはじめとしたすべての市民が安心して快適に生活できる都市の実現を目指す「福祉のまちづくり」の一環として、鉄道事業者が行う鉄道駅へのエレベーター等の垂直移動施設や可動式ホーム柵の整備に対して補助を行っています。
- 今後とも、「福祉のまちづくり」を推進してまいりますので、県におきましても、引き続き財政措置をお願いします。

## ■ 効果等

- 鉄道駅のバリアフリー化整備を図ることにより、「障害者や高齢者の利用を考慮した鉄道の環境整備」という神奈川県整備方針に寄与するとともに、すべての住民が安心して快適な生活を享受できる「福祉のまちづくり」を推進することができま

< 鉄道駅のバリアフリー整備状況（川崎市内） >

(H28.4時点)



< 民間鉄道事業者によるバリアフリー化整備事業の予定 >

対象	平成29年度	平成30年度	平成31年度
溝の口駅 (東急田園都市線 2面)	可動式ホーム柵 設置		
川崎駅 (JR京浜東北線 2面)	鉄道事業者 との協議	可動式ホーム柵 設置	可動式ホーム柵 設置
武蔵小杉駅 (JR南武線 2面)	鉄道事業者 との協議	可動式ホーム柵 設置	
京急川崎駅 (京急本線 4面)		鉄道事業者 との協議	可動式ホーム柵 設置

この要望文の担当課/まちづくり局交通政策室 TEL 044-200-2348

# 住宅・建築物の総合的な耐震対策による 安全・安心に暮らせるまちづくりの推進について

## ■ 要請事項

住宅・建築物の耐震化による総合的な耐震対策の充実強化を図るため、住宅及び沿道建築物等の耐震対策への継続的かつ十分な財政措置を要望する。

## ■ 要請の背景

- 首都直下型地震等の発生切迫性が指摘されるなか、建築物が集積し甚大な地震被害が想定される本市では、既存建築物の耐震化の促進が急務であり、これまでも耐震対策の制度拡充に努めてまいりました。今後も、住宅・建築物の耐震性の一層の向上を図るため、各種施策の取組により、まち全体の総合的な耐震化を推進する必要があります。

## ■ 費用

- 平成29年度事業費 約4.2億円（県費 約0.8億円）
  - ・ 住宅耐震化事業 約1.8億円（県費 約0.5億円）
  - ・ 沿道建築物耐震化事業 約2.4億円（県費 約0.3億円）

## ■ 効果等

- 住宅・建築物の耐震性向上による安全性の確保



## 住宅・建築物の耐震対策事業

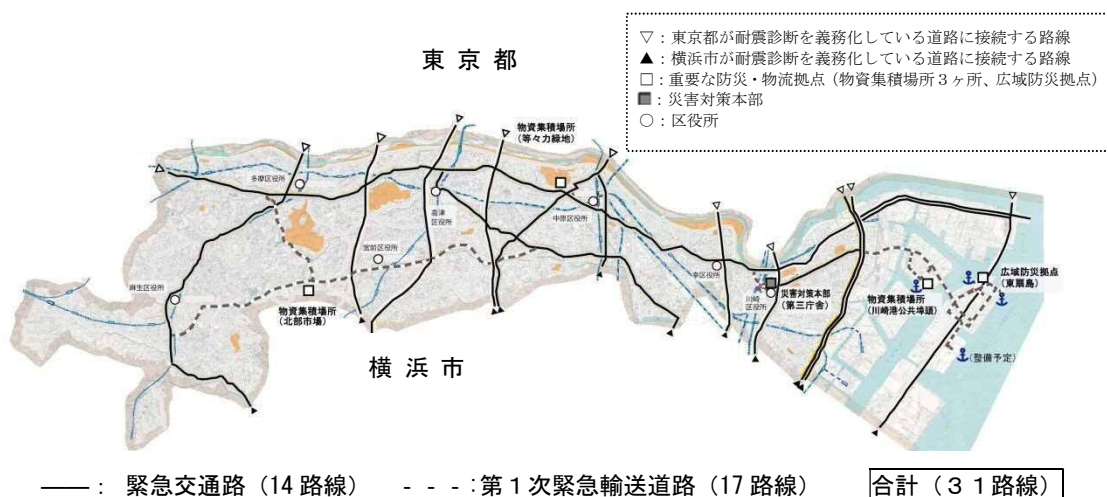
建築物の耐震化の更なる促進を図るために、平成27年度に改定を行った新たな「川崎市耐震改修促進計画」に基づき、各種施策を推進してまいります。

### ■住宅・建築物の耐震化事業（民間建築物）

目標：住宅及び特定建築物の耐震化率を平成32年度末までに95%とする。  
（平成27年度末の耐震化率：住宅及び特定建築物共に92.4%）

#### 主な取組

- ・木造住宅耐震対策・民間マンション耐震対策
- ・耐震診断義務化沿道建築物耐震対策



沿道建築物の耐震診断を義務化する道路の指定路線図

## 住宅・建築物の耐震対策 実績

- 木造住宅耐震診断士派遣制度：平成17年度より累計3,926件
- 木造住宅耐震改修助成制度：平成17年度より累計695件

これらの取組みにより、安全・安心に暮らせるまちづくりを推進します。

# 石油コンビナート地域の防災対策の推進について

## ■ 要望事項

- 1 「神奈川県石油コンビナート等防災計画」の改定に基づき、「川崎市臨海部防災対策計画」の見直しの中で、具体化する避難計画に対する住民への周知や検証のための訓練等の実施に際しては、本市との一体的な取組を行うとともに、必要な支援を要望する。
- 2 「神奈川県石油コンビナート等防災計画」の進捗管理を適切に行うとともに、「川崎市臨海部防災対策計画」を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行い、石油コンビナート地域における防災・減災対策を着実に推進し、防災体制の強化を図ることを要望する。

## ■ 要望の背景

- 川崎臨海部には石油コンビナートや素材系の重厚長大産業等が集積し、エネルギー供給や素材等の工業製品供給を担う重要な社会機能であることから、南海トラフ巨大地震、首都直下地震等の発生が懸念される中、石油コンビナート防災の強化を着実に推進することが必要となっております。
- 平成28年3月に改定した「神奈川県石油コンビナート等防災計画」に基づき、「川崎市臨海部防災対策計画」の中にコンビナート災害に対する住民の避難計画を具体化し、当該計画の防災対策の充実強化を図ります。
- 具体化する住民の避難計画については、住民への周知や検証のための訓練実施など、「川崎市臨海部防災対策計画」との一体的な取組を実施することや「神奈川県石油コンビナート等防災計画」の進捗管理を適切に行い、本市計画を踏まえた、必要な計画の見直しを行うことにより、石油コンビナート地域における防災・減災対策を着実に推進し、防災体制の強化を図ることが必要です。

## ■ 効果等

- 石油コンビナート地域の防災体制の強化
- 臨海部の防災対策の充実強化

### 東日本大震災を受けた課題

東日本大震災及びその後において各地で発生した石油コンビナート災害では、大規模な爆発、火災の延焼等により、当該事業所の敷地外、更には石油コンビナート等特別防災区域の外部にまで影響が及ぶ事案も発生し、これに対処するための情報収集・伝達、事業者等による即応体制、事故現場での安全管理、住民避難等において課題が見られた。

災害発生・拡大シナリオの見直し、災害現象解析モデルの最新の知見を反映

総務省消防庁「石油コンビナートの防災アセスメント指針」（平成25年3月改定）

神奈川県石油コンビナート等防災アセスメント調査（平成25～26年度）

神奈川県石油コンビナート等防災計画の修正（平成28年3月）

反映

### 【川崎市臨海部防災対策計画】

臨海部における災害の未然防止及び発生した災害の拡大を防止するための石油コンビナート地域における総合的運用計画

- ① 神奈川県石油コンビナート等防災計画の修正を踏まえた計画の見直し
- ② コンビナート災害等に対する住民の避難計画を具体化

住民への周知や検証のための訓練実施など県との一体的な取組の実施及び本市計画を踏まえ、県石油コンビナート等防災計画の必要に応じた計画の見直し

南海トラフ地震、首都直下地震の対策に係る特別措置法に基づく取組

石油コンビナート地域の防災体制の強化・臨海部の防災対策の充実強化

事業所・防災関係機関との連携強化、情報連絡体制の強化、訓練の充実等

この要望文の担当課／総務企画局危機管理室 TEL 044-200-2478

# 五反田川放水路整備事業について

## ■ 要望事項

本事業は大規模工事であり、事業が完成するまで長期間を要することから、計画的な事業執行を図るために必要な財政措置を講ずること。

## ■ 要望の背景

- 本市は、河川の治水対策を推進するため、緊急かつ重点的対策として、時間雨量50mmに対応できるよう、環境にも配慮しながら河川の改修に取り組んでいるところであります。
- 近年都市化の進展や観測史上の記録を上回る大雨、局地的な集中豪雨により、都市型水害が深刻になっております。特に洪水時、下流まで約20分で流下する高低差の著しい一級河川五反田川は、下流部及び二ヶ領本川との合流部で急激な水位上昇が生じ、度重なる水害を繰り返してきました。
- 五反田川下流の二ヶ領本川は高度に都市化された地域を貫流し、河道拡幅や掘削による河道改修が困難な状況となっており、五反田川の洪水を直接多摩川に放流する五反田川放水路を計画し、事業に着手いたしました。

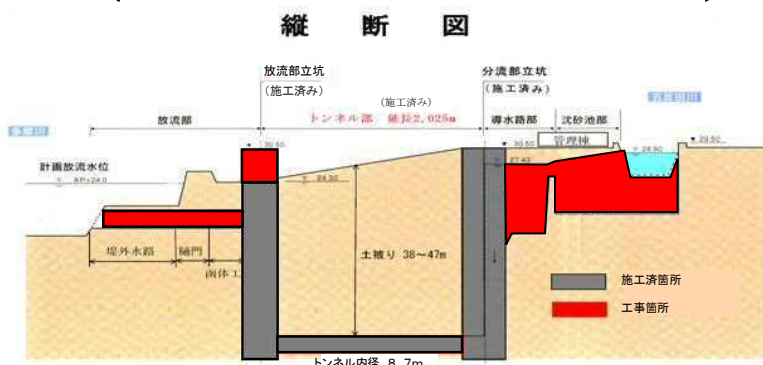
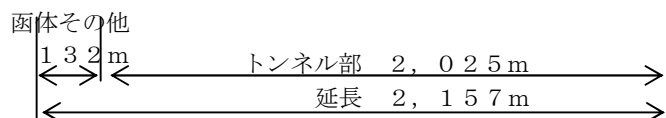
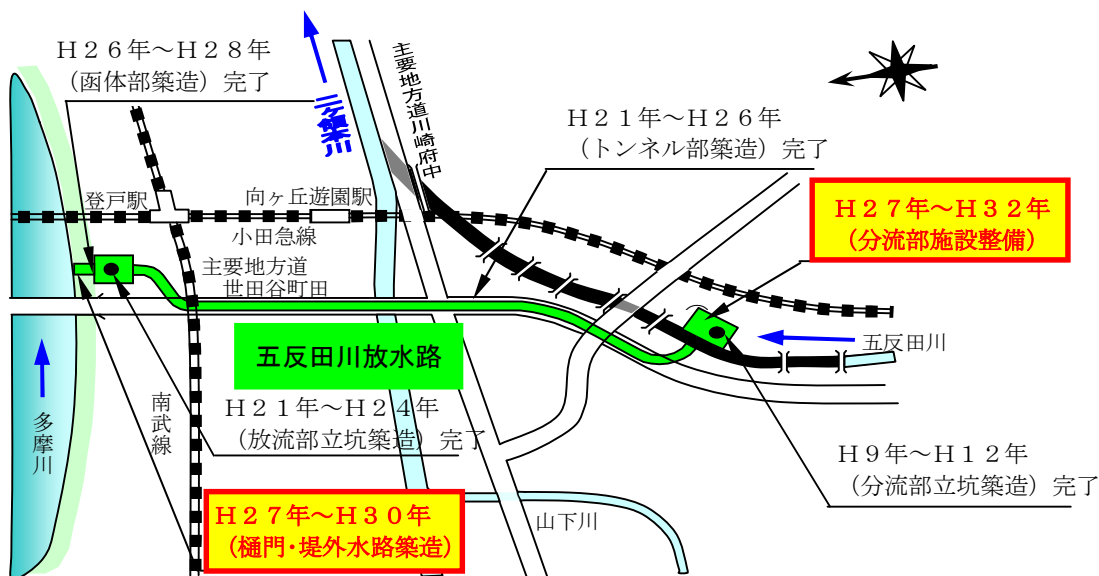
## ■ 費用

- 総事業費 約280億円（県費 約81.2億円）
- 平成29年度事業費 約22.8億円（県費 約5.6億円）

## ■ 効果等

- 五反田川の洪水を直接多摩川に放流する放水路を整備することで、放水路下流域の五反田川及び二ヶ領本川は、現況断面で将来計画である時間雨量90mm対応となります。
- 面積約341ha、約7,100戸の浸水被害が解消されます。

## 五反田川放水路整備事業の概要



トンネル部状況

- 計画区間 川崎市多摩区生田8丁目～川崎市多摩区登戸新町
- 計画期間 平成4年度～平成32年度（平成31年度から暫定供用）
- 総事業費 約280億円
- 事業の概要 延長2,157m  
 （うち地下トンネル2,025m、函体15m、樋門37m、堤外水路80m）  
 計画高水流量 150 m<sup>3</sup>/s

○今後の費用の見込み

（単位：億円）

事業名称	H27まで	H28予算	H29計画	H30計画	H31計画	H32計画	合計	
五反田川 放水路 整備事業	事業費	約 178.3	約 19.5	約 22.8	約 25.2	約 16.7	約 17.1	約 279.6
	うち国費	約 53.1	約 5.0	約 5.6	約 8.0	約 5.0	約 4.5	約 81.2
	うち県費	約 53.1	約 5.0	約 5.6	約 8.0	約 5.0	約 4.5	約 81.2
	うち市費	約 72.1	約 9.5	約 11.6	約 9.2	約 6.7	約 8.1	約 117.2

この要望文の担当課／建設緑政局道路河川整備部河川課 TEL 044-200-2905

# 地籍調査事業について

## ■ 要望事項

平成29年度地籍調査事業における一筆地調査実施地区、閲覧工程実施地区及び事前調査実施地区について必要な財政措置を要望する。

## ■ 要望の背景

- 本市では、昭和59年度から麻生区黒川地区より地籍調査事業を実施しています。現在、麻生区内の調査が概ね完了し、多摩区内を調査中ですが、進捗率は平成27年度末時点で全市面積の9.41%となっています。
- 地籍調査を実施した地区では境界が明確となり、大規模災害からの迅速な復旧・復興、まちづくりの円滑な推進等、様々な効果が期待されることから、本市においても、調査の効率化を図り、事業を進捗させていく必要があります。
- 事業拡大を図るため、本市では調査の効率化に寄与する新たな調査方法（2項委託方式<sup>※</sup>）の導入に向け、平成27年度から試行的に一部外注方式を導入しており、平成29年度についても継続して同方式による調査を実施するとともに、新たに創設された社会資本整備円滑化地籍整備事業の活用のため、関係部局と協議し、実施に向け取組んでいきます。

※2項委託方式…国土調査法第10条第2項の規定に基づき、都道府県又は市町村が省令で定める要件に該当する

法人に対して一括した地籍調査の実施を委託すること

## ■ 要望額

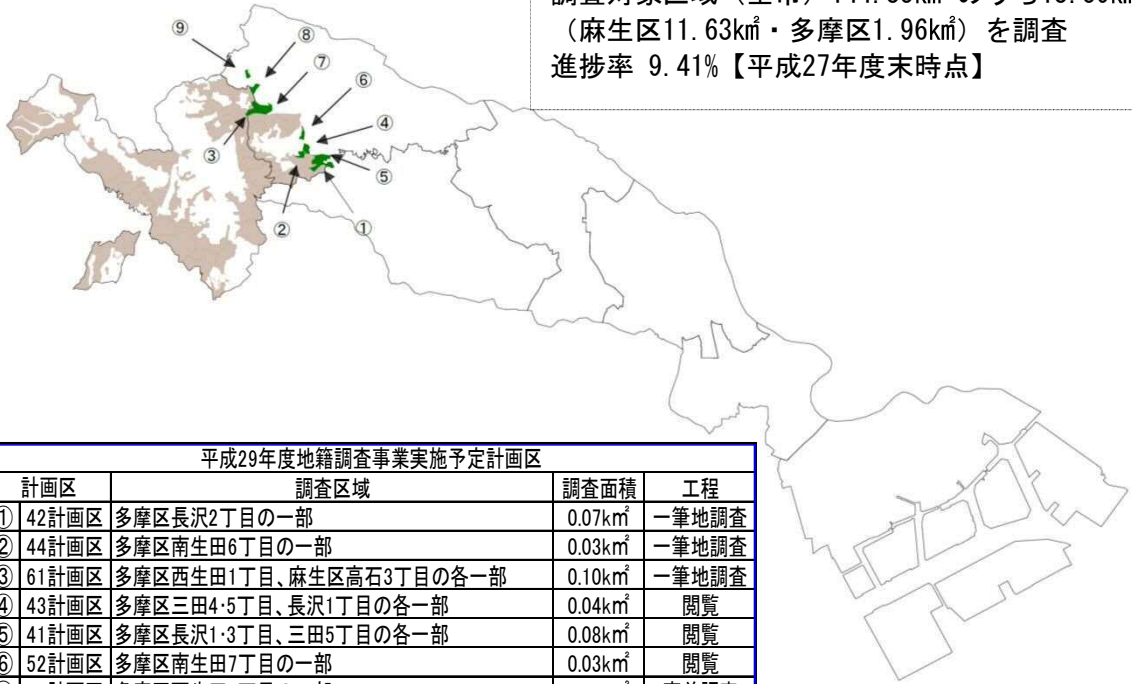
- 平成29年度事業費 33,318千円（県費 8,330千円）

## ■ 効果等

- 土地境界の復元の簡素化、土地取引の円滑化、公共事業に係る事業計画・用地測量の迅速化、固定資産税の課税適正化、災害からの復旧・復興の迅速化

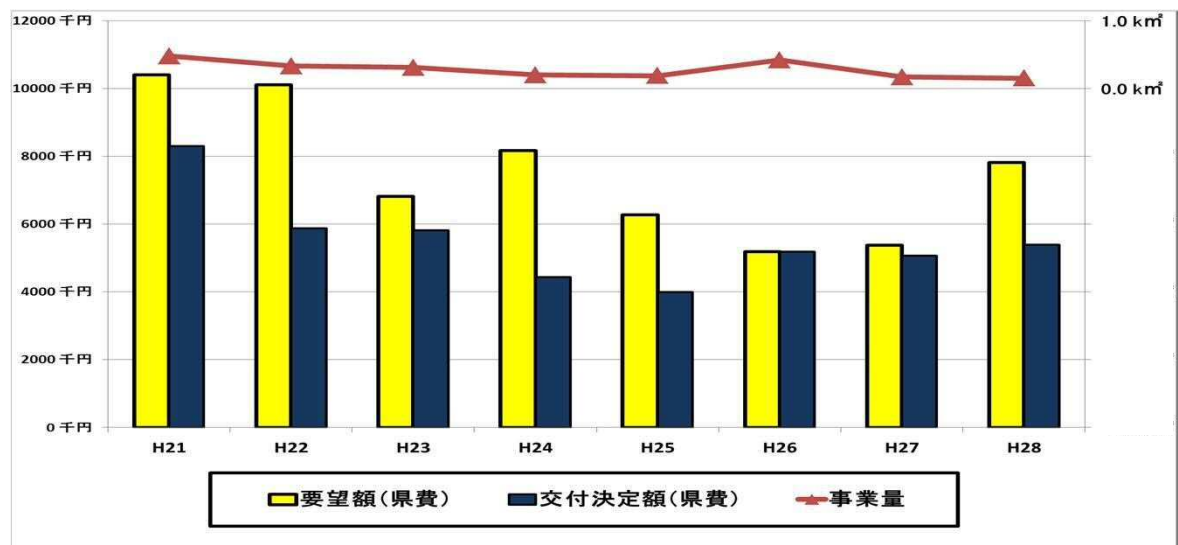
## 地籍調査事業の進捗状況

調査対象区域（全市）144.35km<sup>2</sup>のうち13.59km<sup>2</sup>  
（麻生区11.63km<sup>2</sup>・多摩区1.96km<sup>2</sup>）を調査  
進捗率 9.41%【平成27年度末時点】



平成29年度地籍調査事業実施予定計画区			
計画区	調査区域	調査面積	工程
① 42計画区	多摩区长沢2丁目の一部	0.07km <sup>2</sup>	一筆地調査
② 44計画区	多摩区南生田6丁目の一部	0.03km <sup>2</sup>	一筆地調査
③ 61計画区	多摩区西生田1丁目、麻生区高石3丁目の各一部	0.10km <sup>2</sup>	一筆地調査
④ 43計画区	多摩区三田4・5丁目、長沢1丁目の各一部	0.04km <sup>2</sup>	閲覧
⑤ 41計画区	多摩区长沢1・3丁目、三田5丁目の各一部	0.08km <sup>2</sup>	閲覧
⑥ 52計画区	多摩区南生田7丁目の一部	0.03km <sup>2</sup>	閲覧
⑦ 71計画区	多摩区西生田1丁目の一部	0.07km <sup>2</sup>	事前調査
⑧ 72計画区	多摩区菅仙谷3丁目の一部	0.04km <sup>2</sup>	事前調査
⑨ 73計画区	多摩区菅仙谷3丁目の一部	0.02km <sup>2</sup>	事前調査

## 地籍調査事業の予算・事業量推移



第6次国土調査事業十箇年計画（計画期間：H22～31）  
・調査が遅れている都市部及び山間部を中心に調査を促進する  
・特に人口集中地区での実施面積の割合を21%から48%とすることを目標とする

地籍調査事業のさらなる事業進捗のため、  
県地籍調査事業補助金の確保等、必要な財政措置が不可欠

この要望文の担当課／建設緑政局道路管理部管理課 TEL 044-200-2852

# 拠点地区等の整備について

## ■ 要望事項

市街地再開発事業、優良建築物等整備事業について、事業の進捗に応じて継続的な財政措置を要望するとともに、新たに実施する事業についても財政措置を要望する。

## ■ 要望の背景

- 本市では、「広域調和・地域連携型」都市構造の構築をめざしたまちづくりを推進するため、市外の隣接都市拠点と適切な機能分担を行いながら、地理的条件や交通機能などを踏まえ、民間活力を活かした個性と魅力にあふれた広域拠点の形成や、市内の主要ターミナル駅などを中心に商業・業務機能の育成を図り、活力とうるおいのある地域生活拠点の形成をめざしています。
- これらのまちづくりを実現するためには、土地利用の共同化や高度化によって地域に必要な都市基盤の整備や都市機能の集積を図り、魅力あるまちづくりを進めることが重要であり、そのためには、市街地再開発事業や優良建築物等整備事業を活用し事業を推進していく必要があります。

## ■ 要望額

(単位：千円)

事業名及び地区名	平成29年度 計画事業費	県負担額	着手 年度	完了 年度
合計	990,060	403,080	-	-
市街地再開発事業関連	945,460	380,780	-	-
小杉町3丁目東地区	945,460	380,780	H25	H31
優良建築物等整備事業関連	44,600	22,300	-	-
戸手4丁目北地区	0	0	H26	H31
川崎駅北口地区第2街区10番館ビル	9,600	4,800	H28	H32
京急川崎駅西街区	35,000	17,500	H29	H32

## ■ 効果等

- 道路や公開空地が整備されるなど県民の利便性向上が図られるとともに、環境に配慮した既成市街地の整備・改善を進めることにより、良好な都市環境の形成が図られます。



**市街地再開発事業(武蔵小杉駅周辺)**



**優良建築物等整備事業**



**優良建築物等整備事業 【川崎駅北口地区第2街区10番館ビル】 【京急川崎駅西街区】**

■ 今後の費用の見込み

(単位：千円)

事業名称	H30 計画		H31 計画	
	計画事業費	県負担額	計画事業費	県負担額
合計	1,478,190	579,420	2,331,970	899,860
市街地再開発事業関連	1,278,950	479,800	2,169,150	818,450
小杉町3丁目東地区	1,278,950	479,800	2,169,150	818,450
優良建築物等整備事業関連	199,240	99,620	162,820	81,410
戸手4丁目北地区	65,640	32,820	87,420	43,710
川崎駅北口地区第2街区10番館ビル	25,600	12,800	7,200	3,600
京急川崎駅西街区	108,000	54,000	68,200	34,100

この要望書の担当課／まちづくり局市街地整備部地域整備推進課 TEL 044-200-3009  
 まちづくり局拠点整備推進室 TEL 044-200-2752・3038

# 広域鉄道ネットワークの機能強化について

## ■ 要望事項

広域鉄道ネットワークの機能強化に向けて、事業の進展に合わせた必要な財政措置や支援策の充実を要望する。

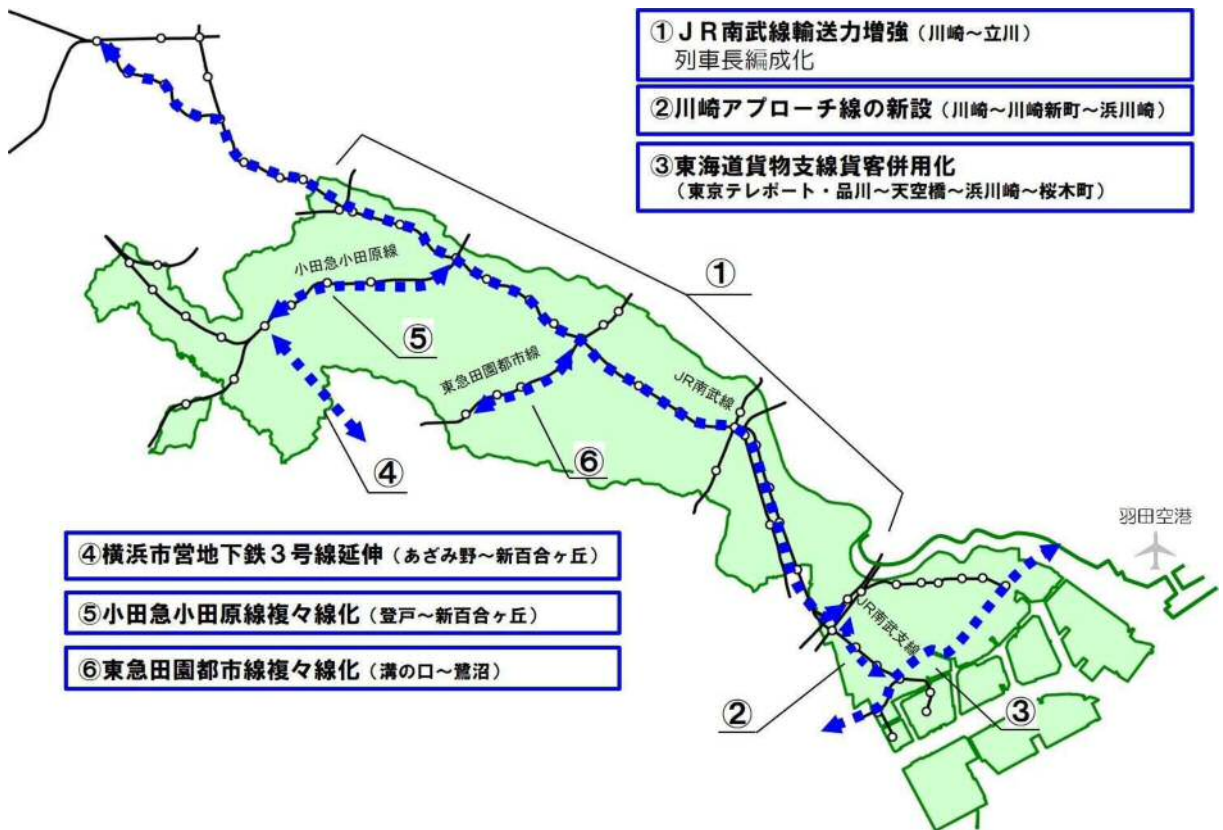
## ■ 要望の背景

- 首都圏における交通の円滑な処理や都市機能の一層の向上、自動車交通への過度の依存から鉄道などへの転換促進のため、質の高い広域公共交通ネットワークや駅施設の機能強化が必要であり、計画的な取組を図る必要があります。
- 臨海部は、国際戦略総合特区及び国家戦略特区に指定を受け、我が国の成長戦略の一翼を担う重要な地域となっており、最先端技術を持つ企業の立地が急速に進み、従業員人口や研究者等の来訪者が増加しているため、公共交通機関の充実や、羽田空港へのアクセス強化が一層求められています。
- 武蔵小杉をはじめとした本市内陸部は、将来に渡り夜間人口の増加が見込まれており、JR南武線を始めとして、現在でも激しく混雑している各鉄道路線・駅の状況が一層悪化する事が想定されていることなどから、本市では、総合都市交通計画の中で、早期にJR南武線長編成化等の既存路線における機能強化に取り組むとともに、計画的な施策・事業展開を図ることとしています。
- 別図に示す各路線は、首都圏における広域鉄道ネットワークの機能強化を通じ、広域的な都市間連携や、拠点機能及び拠点間連携の強化に資するものであり、整備のためには関係者間で連携して取組を進める必要があります。

## ■ 効果等

- 広域鉄道ネットワークの機能強化により、既存路線の混雑緩和が図られるとともに、羽田空港やリニア中央新幹線駅等の高速幹線交通機関へのアクセスが強化され、首都圏における都市間連携の強化等による都市機能の向上が図られることから、首都圏の国際競争力強化に資するものです。

## 鉄道ネットワーク機能強化の取組



## 〔 広域鉄道ネットワークの機能強化 〕

### 川崎市総合都市交通計画

#### 本市の交通政策の目標

- ① 首都圏機能の強化及び活力ある本市都市構造の形成に向けた交通環境の整備
- ② 誰もが安全、安心、快適に利用できる交通環境の整備
- ③ 災害に強い交通環境の整備
- ④ 地球にやさしい交通環境の整備

#### 鉄道交通施策の方向性

- ① 広域的な都市間連携強化
  - ・拠点機能及び拠点間連携の強化
  - ・羽田空港へのアクセス強化
  - ・新幹線、リニア中央新幹線駅へのアクセス強化
  - ・臨海部の交通環境整備
- ② 公共交通へのアクセス向上
  - ・快適性の向上
  - ・安全、安心な移動環境の確保
  - ・ユニバーサル化の推進
  - ・地域（交通）分断の解消
- ③ 耐震性の向上
  - ・リダンダンシーの向上
- ④ 車両等の低炭素化、省エネルギー化の推進
  - ・公共交通の利用促進

広域鉄道ネットワークの機能強化

この要請文の担当課 / まちづくり局交通政策室 TEL 044-200-3550

平成 29 年度  
県の予算編成に対する要望書

平成 28 年 10 月発行

編集発行 川崎市財政局財政部資金課

川崎市川崎区宮本町 1 番地

電話 044(200)2183

